

# “新資料”の手がかり求め 現代史研究者に協力依頼



◆昨年三月、最高裁の棄却決定が出されてから一年以上が過ぎました。決定は、形式的手続き論に終始した理不尽なものでしたが、しかしこれが今日の司法の現実である以上、これを巻き返すには新しい資料を発掘するほかないと考え、原告団・弁護団・事務局では、古川純・専修大、古関彰一・独協大の両教授のご協力を得て、研究会を重ねてきました。

◆しかし、事態はやはり予想していた通り困難で、もつとたくさんの研究者の協力をお願いしようということになり、さる四月、そのための依頼状を約百名の方に発送しました。

◆依頼状はこれまでの経緯を説明する必要があり、期せずして横浜事件・再審裁判の《中間総括文書》となりました。そこで、会員の皆様にも問題再確認のよい資料になるのではないかと思います、会報に掲載することにいたしました。

◆なお、会員の皆様のうち、新資料にお心当たりのある方は、ぜひ事務局までご一報ください。

No.20

1992.6.10

〔事務局〕

〒101

東京都

千代田区猿樂町

1-4-8

松村ビル402

☎03-3291-8066

## 依頼状

拝啓

先生にはますますご清栄にて活躍のこと、およろこび申し上げます。このたび、「横浜事件」第二次再審請求につき、研究者としての先生のお力ぞえを頂戴いたしたく、お願い申し上げます（お願いの項目は本状六に記載、一〜五は経過のご報告です）。

## 一 「横浜事件」について

(a) ご存じのように戦前、戦中における最大規模の思想・言論弾圧、人権蹂躪事件です。一九四二年九月から四五年五月までの間に、政治学者・細川嘉六氏や研究者、ジャーナリストら六〇余名が治安維持法違反容疑で、神奈川県警察特別特別高等課に逮捕され、うち三〇余名が横浜地方裁判所に起訴されました。特高

は「日本共産党再建の謀議事件」をフレームアップするため、被検挙者に対し、虚偽の「自白」を強制し、凄惨な拷問を加えました（獄死者四名、傷害をうけた者三〇数名）。

三〇余名の被告に対する判決は、一九四五年八月一五日の敗戦直前（五名）、および九月半ばまで（その他の人）に行われました。判決はすべて有罪、敗戦前に判決のあったものうち二件が実刑であるほかは、いずれも執行猶予付でした。現存する判決書の証拠の標目には「被告人ノ当公判ニ於ケル供述」「余審尋問調書ノ記載」等とあり、つまるところ被告人の「自白」以外は掲げられていません。しかも法廷とは名ばかりで、判決の言い渡しのみの形式裁判が実相でした。そして注目すべきは、事件の中心的重要な容疑事実とされた「党再建準備会議」（いわゆる富山県・泊会議）が、有罪理由から跡形もなく消え去っていることです。いかに無法、非道のフレームアップであったかは、この一事をもってしても明らかです（なお、犯罪の成立を否認し、争っているうちに治安維持法廃止の日を迎えた細川嘉六氏には地裁で、一審の実刑判決を不服とし上告中に法の廃止をみた森数男、内田丈夫氏

には大審院で、それぞれ免訴の判決がなされました。

(b) 一九四七年四月、事件被害者三三名（細川嘉六、川田寿、川田定子、益田直彦、平館利雄、木村亨、小野康人、青山鈺治、畑中繁雄、小林英三郎氏ら）は、拷問を加えた神奈川県特高二八名を特別公務員暴行陵虐罪で共同告発しました。うち松下栄太郎（警部）、柄沢六治（警部補）、森川清造（同）の有罪が確定しました（横浜地裁〓四九・二・二五、東京高裁〓五一・三・二八、最高裁〓五二・四・二四）。

## 二 再審請求

一九八六年七月三日、八名の請求人によって九件の確定有罪判決に対する再審請求が横浜地裁に対してなされました。

請求人〓木村亨、平館利雄、畑中繁雄、青山鈺治、小林英三郎、川田定子、小野貞、和田かよ（川田定子氏はもと被告人であるとともに川田寿氏（故）の妻として請求。小野貞氏は小野康人氏（故）の妻。和田かよ氏は、獄死した和田喜太郎の母。かよ氏は請求後、八七年七月に亡くなりました。）

弁護人〓森川金寿、関原勇、芦

田浩志、大川隆司

請求の主たる理由は、特高警察が被疑者に対して拷問を加えたことを認定した判決（前記）の存在は、本件原判決の有罪認定の証拠たる自白が、拷問によって強制されたものであることを証する新たな証拠（旧刑事訴訟法第四八五条六号にいう「無罪ヲ言渡スヘキ明確ナル証拠」）であるという点です。

国家秘密法案があらわれ、その後、拘禁二法案が登場するという状況のなかで行われた再審請求は、わが国における思想・言論・表現の自由、基本的人権、国家犯罪とその責任（今日における朝鮮人従軍慰安婦、強制連行問題等にも共通する）を問う重要な意義をもちました。

## 三 記録・資料上の問題

再審請求に当たったの問題点は、判決原本ほか一件記録の不存在でした。再審請求時点までに判決謄本の現存していたのは、三〇余名の被告人のうち五名分（小野康人、白石芳夫、西沢富夫、小森田一記、小川修）のみであり、八六年に、弁護人・森川氏が記録保管庁である横浜地方検察庁に判決謄本交付、一件記録閲覧

請求をしたところ、新たに二名分（益田直彦、手島正毅）の判決謄本が交付されたのみでした。ついで獄死した和田喜太郎氏の判決書が、横浜刑務所で発見されました。ほかには予審最終決定謄本七名分、予審請求書または公判請求書二名分が、本人または遺族の手許にあるのみでした。尋問調書（司法警察官、予審）その他的一件記録は、海野普吉文書（\*）以外は、今日までのところ全く発見されていません。

弁護団は、判決謄本（小野康人、予審最終謄本（木村亨、畑中繁雄）の存在しない他の請求人に関しては、①横浜地裁が記録保管責任庁である横浜地検からとりよせること、②地検が謄本を交付しない場合は、再び判決を作成する職責が地裁（判決言い渡し庁）にあること、③そのことは現存判決書ほかの諸資料によって可能であることを、最高裁大法廷決定（一九五一年）や判例にもとづいて主張しました。

\* 海野普吉文書——横浜事件弁護に当たった故海野普吉氏が編綴した細川嘉六氏に関する一件記録。氏没後、国会図書館憲政資料室に寄贈され、これによって事件全体の中核的部分に関する証拠状況は

把握できる（別紙（イ）参照〓省略）。

## 四 裁判経過

(a) 右請求に対し、横浜地裁（第二刑事部）は、一九八八年三月二八日、棄却決定をいたしました（この決定の直前、請求人・青山鈺治氏が亡くなられました）。棄却決定の理由は、二件は請求人死去（和田かよ氏、青山鈺治氏）により終結、まったく判決書のない被告人に関しては、そもそも再審開始の要件を欠く（判決書があるのは故小野康人氏のみ）、小野氏については、特高による拷問を認定した判決（前記一の(b)）において、拷問被害者と認定しているのは第三者（故益田直彦氏）に対してだけであって小野氏ではなく、従って小野氏が拷問をうけた証拠とはならない、という驚くべき暴論でした。

なお、一件記録不存在については、米軍進駐時に、「焼却処分されたこと」がうかがわれる」と他人事のように述べています。

(b) 右決定に対し、請求人・弁護人は即時抗告を行いました。東京高裁（第二刑事部）は、一九八八年一月一六日、抗告棄却の決定をしました。

高裁は地裁にくらべ、やや柔軟な

論理を用いました。第一に判決書がない、ということからただちに再審開始の要件なしとはいえない、予審終結決定、予審請求書があれば原判決の内容の推測は可能である、第二に特高を被告とする前記判決は、「請求人に対しては拷問が行われたのではないか、との疑いを否定しすることはできない」というものでした。

しかし、結局は一件記録がなければ原判決の証拠構造は把握できず、従って特高による拷問の事実が、その証拠にどう影響するのか判断できない、という理由で棄却しました。

(c) 右決定に対し、請求人・弁護人は最高裁への特別抗告を行いました。が、一九九一年三月一四日、最高裁第二小法廷は棄却を決定しました。理由は、①旧刑事訴訟法下での再審請求事件には、刑訴応急措置法が適用される。②応急措置法では、「憲法判断」に関するものに限り、最高裁への特別抗告が認められる。③ところが本件での原決定（東京高裁）は「憲法判断」を行っていない。④したがって、応急措置法の「抗告の理由」に該当しない、という形式的な手続き論によるものでした。しかしながら、(a)でみたように、

横浜地裁は一件記録の不存在を棄却の理由としましたが、同時に記録の焼却湮滅を認めました。みずから記録を湮滅しながら、記録不存在を理由に再審を拒否するのは、国家机关自身による「裁判を受ける権利」(憲法三二条)の侵害です。そこで高裁への即時抗告には、第一の理由として、この「憲法違反」が掲げられているのです。ところが最高裁は高裁決定の中に「憲法」の二文字がないことを口実に憲法判断を放棄したのです。こうして、横浜地裁から最高裁にいたる第一次再審裁判は、現代日本の裁判のあり方そのものを問う裁判ともなりました。

## 五 第二次再審裁判 に向けて

以上の経過をふまえ、請求人・弁護団・再審裁判を支援する会事務局の合同会議で、次の方向を決定しました。(1)第二次再審請求をめざす。(2)そのため、記録ほか新資料の発掘など資料研究を深める。(3)問題を国内的な舞台で訴えていく。(2)のためには、九一年一月、古川純(専修大学)、古関彰一(独協大学)の両氏のご協力を得て、研究会を発足させました。

(3)として、森川弁護団長、木村請求人が、九一年八月、ジュネーブにおける国連人権委員会の傍聴およびNGO会議におけるアピール活動を行いました。(亡くなられた和田かよ氏の請求は氣質すみ氏(和田喜太郎氏の実妹)、青山鏡治氏の請求は房子氏(夫人)、九二年四月に亡くなられた平館利雄氏の請求は登志子氏(夫人)にひきつがれています。)

## 六 資料発掘・研究に ついてのお願い

裁判経過にみるように、却下の主たる理由とされたのは、一件記録の不存在でした。刑事記録保管および滅失の場合の復元責任は国家机关にあります。この点は第二次再審請求においても重要な争点になるでしょうし、また争点にさせねばなりません。しかし、同時に、請求人側も記録ほか新資料の発掘に努めたいと存じます。横浜地裁が認めたように焼却処分が行われたことは事実としても、敗戦から米軍進駐までの期間に、関係記録がすべて跡形もなく焼却されたとは思えません。第一次再審請求準備の過程で、昭和一九年度、二〇年度の「刑事第一審公判始末簿」が発見されました(別紙(ロ)≪省略)。

横浜事件の被告名の記載あり。☆印をつけました。

残存保管文書が米占領軍に接収された可能性も十分に考えられます。一九六七年、故・海野普吉弁護士が横浜地検に判決謄本を請求したところ、小野康人ほか五名分以外「……その他の二〇名の分については当局が当時進駐軍に庁舎の一部を接収され、あるいはその他諸般の事情により、現在右原本が見当たりませんのでご了承下さい」との回答がなされています(海野普吉『ある弁護士の歩み』日本評論社、一九六八年)。そして海野氏は占領軍による接収を推測されています。

もはや存在しないことが定説に近くなりつつあった二・二六事件の正式裁判文書が東京地検に保管されていること(ほぼ確実)が、研究者によって明らかにされたという事例もございます(北博昭氏、『中央公論』一九九一年三月号)。

そこで研究者各位より、つぎのような諸点につき、ご教示、ご協力をいただければ、幸甚に存じます。

① 情報提供について。ご研究の過程でお気づきの資料・情報をご教示いただきたく存じます。事件関係はもとより事件研究に多少とも役立つ

つと思われる情報をお寄せください。

大川弁護士は、公文書館において「地方庁特高事務分担表」（昭和一七年一月時点）、「神奈川県特高緊急連絡一覧表」（昭和二〇年三月時点）を発見いたしました。これは事件探索の手がかりが接収文書に残されているということの一つの証明でもありましょう（ただし、コピーを請求したところ、氏名、住所はプライバシーという理由で、空白にされました）。

② 記録が保存されていると思われる文書、保存機関について。占領軍・米軍文書（米公文書館、米軍関係公文書保存所）、占領軍文書のコピー文書（国会図書館憲政資料室）、占領軍による接収後の返還文書（関係各省庁）、接収文書のコピー（米議会図書館、米公文書館、早稲田大学図書館）などを考えています。またこれ以外でも、占領軍スタッフの私蔵文書もあるものと思われれます。

(a) 占領軍返還文書に関しては、陸海軍関係文書が防衛庁防衛研究所戦史室に、外交文書が外務省外交史料館にというように、関連各省庁に返還されていますが、その全容および本件記録の返還先についてご教示いただければと存じます。本件記録は、特高の調査は内

務省文書、裁判記録は司法省文書であったと思われれますが、返還後はそれぞれ警察庁および自治省・自治大学校、最高裁判所および法務省などに所蔵されているものと思われれます。

(b) 膨大な返還文書すべてをいきまに調査するわけにはいきません。調査対照をどのような範囲、方向にしばったらよいか。

(c) 秘密主義の壁が厚い関係各省庁に対して、問い合わせのみでなく、実際に調査・探索できる方法について。

③ 研究者のご紹介について。本状はかなりの数の研究者に差し上げておりますが、先生ご自身のほかに私どもにご教示いただけそうな方を支援する会事務局までご紹介いただきたく存じます。

なお、記録・資料に関しては、横浜事件そのものについてのみでなく、(b)で述べた拷問特高裁判についても、ご教示願えれば幸甚です。

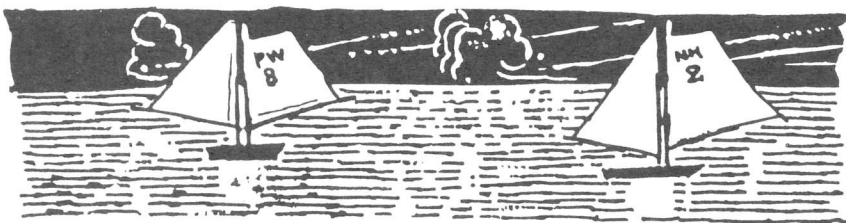
\* なお、別紙(ハ)『省略は事件被害者一覧でございます(☆は再審請求人です)』。

以上、不躰けなお願いでございますが、お気づきの諸点を支援する会

事務局へお寄せいただきたく存じます。

先生のいつそのご健勝とご活躍を祈念申し上げます。

敬具





小野貞さん（左）と青山房子さん

# 横浜事件で思い出すこと

〈対談〉青山房子  
小野貞

（まえがき）

去る三月七日に青山房子さんと大手町で待合わせ、小野貞さんをおたずねしました。お二人の亡きご

主人は共に改造社の編集部員でした。生前は親しくおつき合いをさせていただいていましたが、青山さんが逗子へ越されて以来久しくお会いすることがなく、今回何年ぶりの再会ということになりました。以下の対談は、その時の横浜事件に関する部分を何らかのかたちで記録として留めておくことが重要だと思われましたので、私の責任でとりまとめたものです。

（事務局＝金田記）

**小野** 青山さんが釈放される時、何らかの知らせはありましたか？ それはいつどんな方法でしたか。

**青山** 葉書でね、いついつ迎えに来いとか書いてたように

すけど、何日だったか覚えていません。青山を連れて来た人が看守じゃないわね、刑事かしら、「何もなかったと思って下さい」って、そうだったの。

**小野** そんなこといったの。あんなひどい拷問しといて。それでどこでお待ちしてたの。

**青山** 面会室だったと思います。  
**小野** その時、青山さんの他にどなたかいらっしやいましたか。

**青山** いいえ、私一人でした。  
**小野** 時間を少しずらずらして釈放されたようでしたわね。

**青山** そのあと浅野屋さんで他の方々と会って、お茶を飲みながらお話をしましたけど、誰がいたのかおぼえていないの。

**小野** 小林英三郎さんは奥様が疎開なさっていて間に合わなかったですよ。大森さんの家に泊めていたのだとおっしゃってました。それでね、

青山さんが拷問を受けているらしいと、面会の時にわかりましたか。  
**青山** いいえ、ちっとも。帰って来てからききました。

**小野** 洗濯物などに血がついていることなどは？

**青山** うちはそんなことなかったのよ。小野さんはひどかったようですね、血染めのユカタで……

**小野** ええ、今になって思うとあれを捨てたのは残念でした。気賀すみ子さんのお兄さんの和田喜太郎さんや、畑中繁雄さんも血で汚れていたそうです。

**青山** 栄養失調で帰ってきましたからねえ。差し入れも、物々交換でやっと手に入れて、自分は食べずに、そして主人一人で食べるのは悪いだろうから刑事さんが食べてもいいようにと、多目に作って持って行ったのに届いてなかったり、腐っていたりしてね。

**小野** 私もそうですよ。行ってみたら腐ったのがそのままありましてね。口惜しくて、寿署の窓から投げ捨てました。青山さんは、最初から差し入れが許されましたか。

**青山** ええ。  
**小野** 青山さんはあとでしたからね。最初の人達は拷問もひどかったです



からね。川田さんご夫妻もそうでしょう。川田定子さんへの拷問による

悲鳴が聞こえてきて、平舘利雄さんは「お気の毒でなかなか眠れなかった」とおっしゃっていたそうですね。

**青山** 若槻繁さんの奥様も子供を連れてね、良くお会いしました。畑中さんの奥様とも差入れの時に会いました。うちは肋膜炎をやっていたから、上野でまむしの黒焼を買って来て持って行ったら、それは食べさせてもらったようでした。

**小野** 私もね、エビオスや肝油ドリップを差し入れしたんですけど、それはやはり飲んだそうです。

——平舘さんのお宅が横浜にありましたので、いろんな方が帰りにお寄りになったそうですが。

**小野** ええ、私も相川博さんの奥様といっしょに寄らせていただきました。

**青山** 私はお寄りしたことはありません。

**小野** 青山さんは持ってゆかれた本などは返してもらいましたか？

**青山** いいえ。私の大切なものもあったのですが何も返してもらっていないのよ。

**小野** うちも返してもらってないの。小林さんは連絡が来て奥様と引き取

りに行ったそうです。

——そういえば平舘さんも返していただいたとおっしゃっていました。ところで青山さんは治安維持法がなくなった時点で執行猶予つきだし、戸籍にも有罪が記載されていないことだから、すべてがきれいに消えてしまったと思っていたそうですが：

**小野** ええ私もそうきました。特高も有罪になりましたしね。ですから再審請求が出来るなんて思わなかったと、青山さんはおっしゃってました。私自身もそうですが。

**青山** 主人は私にはなにもいいませんから、苦労させてと行ってたんでしょう。私は私で、罪もないのにあんな所へ入れられてと思っていました。召集令状が来ましてね。海軍省の報道部にいましたでしょう。だから警察にはつれてゆかれないうらうと思つてましたら、駄目だったんです。結局つれてゆかれました。

——召集令状がきている所へ、特高がきてつれていったのですか。目の前の戦争より特高の権力の方が強いんですか。

**青山** ええ、そうなのよ。

**小野** そうですか。うちはつかまつてから令状がきたんですよ、乙種合

格でしたからね、赤紙じゃなくて、

もも色紙っていうの。教育訓練兵とかいいましてね、本来は数ヶ月軍事教練をしてすぐ帰されたんですけど、戦争になってからは形式が違うだけで帰してはもらえないのよ。それでね、「来ましたから」って持ってゆきましたら「個人の犯罪じゃないんだから、一人だけ出すわけにはいかない、こつちで処理するからいい」っていわれたの。いわく「ちゃんとメシを食わせてとつ」といてやるから」ですって。

——要するに、戦争にゆけば死ぬかもしれないけど、刑務所にいれば死ぬことはないというわけですか。実際には五人も拷問死させてるのに……

**小野** 本当にひどい話ですよ。

——青山さんのことで思い出しますが、海軍省の報道部にいた頃のこと、山本五十六は戦死しましたが、青山さんも報道部員として、一緒に飛行機に乗るはずだったのだそうです。時間に間にあわず、その飛行機に乗り遅れて命拾いましたとおっしゃっていました。横浜事件の拷問もひどくて、どっちの手だったか薬指は曲ったままでしたし、折れた鉛筆の芯が突きささったあとも青く残っていました。

ました。

**小野** 青山さんの指のことは、特高を訴えた時、最後まで問題になったようですが、結局因果関係がはっきりしないということで、拷問のあとだと認められなかったのですよね。

**青山** ええ。東大の先生が調べたのだそうですね。もうあんな辛い思いをするのは二度とゴメンですね。国家秘密法やなんかで大変でしょう。だから「国家秘密法に抵抗出来ると思えば、再審請求も意義があるんじゃないか」「再審の一番の動機は、いまの政治情勢に対する不安なのだ」と青山はいっていました。

**小野** ええそうですね。だから私も参加したんです。拘禁二法もね、反対です。いま横浜事件のことをたくさんの人に知っていただきたい、いつでも起こりうる事として考えて欲しい、皆さんそう思われて再審請求をなさったと思いますよ。第一次の門前払いにはほんとうに理不尽です。納得ゆきません。いま二次に向けて、研究会をなさっていますが、とても期待しています。地味ですがこういう一つ一つの地道な積み重ねが大切なことだと思います。先生方や事務局の皆様には感謝しています。

## 平館登志子さんに

うかがったこと

以上がお二人の会話ですが、そのお話に関連しますので、昨年平館利雄さんの奥様にうかがったことを書きそえたいと思います。

平館さんは昭和一一年から一五年まで大連にいたそうです。その時に召集令状が本籍地と勤務先の満鉄に来たのですが、大連で三ヶ月の軍事教練を受けられました。一五年の半ば頃に東京に帰って来ましたが、西沢富夫さんも一緒だったということです。西沢さんとは逮捕の日も同じだったそうです。

磯子署に拘留されている時に知り合った「アカシ」という看守さんが自宅のボロボロの畳を嘆き、それを気の毒に思われて畳を差しあげたのがきっかけで、家族全員で留守宅へ遊びに来て食事をしたりにしてました。その看守さんから日曜日なら特高刑事も来ないだろうからといわれ、奥様はお弁当を作って、子供さんをつれて平館さんにあいにゆかれたのですが、平館さんが面会室で食事をしている時、特高刑事が来て大変おこって食事を取り上げ、奥様は追い帰されたのだそうです。その

次の日磯子署に行ってみますと、その看守さんは他へ配属されていなかったということ。平館さんが釈放されたのち、その看守さんが、ネギと牛肉を持ってたずねてきて下さったとうかがいました。

二年になってからだそうですが、いつだったか、特高刑事(誰だったか覚えていない)がたずねて来たことがありました。そのとき、平館さんは会いたくないと断ったそうです。少し静養したのち一橋大に二年ほど勤務されてから横浜国大に移られましたが、「横浜事件」のことが関係して二人の保証人が必要になり、一橋高商時代の恩師とその友人であられた先生が保証人になって下さった。本来、保証人など必要ないのだそうです。

釈放された時、奥様は疎開中だったので、いつ、どんなふうに戻られたのかはご存じないとのこと。横浜国大にお勤めの頃「民主主義科学者協会」のために自宅を開放し、そこで三菱ドックの方や、中学、高校の先生方と、毎週土曜日に勉強会をなさったのだそうです。講師には、平館さんの関係で大学の先生が来て下さって、夜遅くなることもしばしばで、夜食を出されたり時には泊っ

てゆかれる方もいらっしやったそうです。

横浜事件について、奥様が「二度とあんな辛い思いはしたくありません。拘禁二法や秘密法は反対です。お父さんの遺志を以て再審を続けます」といわれたことが深く印象に残りました。小野さんや青山さんの奥様の思いとも同じなんだということを感じ致しました。

以上。

## 会員の声

事務局へお寄せくださった言葉を紹介させていただきます(一部省略など、文責||事務局)

## ●民主主義が問われている

国の名においてじゅうりんされた個人の人權は国の名において回復されなければならぬ、という自明の論理がまるで見当違いの理由で退けられるという現実、この国に未だ民主主義なるものが確立されていない何よりの証拠です。戦後の民主教育を受けた筈の私達とは一体なんであったのかという問いかけにもなればならないのです。一介の市民に

すぎない私に出来る事はそれ程多くはございません。でもその出来る範囲の中で持続して行きたいと考えております。

(T・N)

## ●次への再審をめざして

次への再審をめざしてのご活動ご苦勞様です。権力に対する怒りをおさえる事が出来ません。ご健康に留意されながら頑張ってください。

(若林しげの)

## ●長生きして頑張ってください

第二次にむけてどうかめげないで頑張ってください。こんなに人權を無視する国は他の先進国のどこにあるでしょう。責任を全くとらず、すりぬける事のこんなに上手な国がどこにあるでしょう。どうか皆さん長生きして、闘ってください。

(加藤丸子)

## ●PKOを許すな

PKO法案など又もや同じ事がくり返されようとしている昨今、本会の重要性がクローズアップされて来ます。

(中村速男)

●新資料の発掘を期待する

ご高齢の原告の方はじめ皆様のご清祥をお祈りします。新資料発掘の為への大変なお取り組み、この国が全ての証拠を提訴人に得ず不都合が改められる日を鶴首、この雪冤の闘いが今再び危険様相を呈しだした大きな歯止めの大切なお役。

(斉藤美智子)

●次の再審めざして頑張ってください

次の再審をめざして頑張る皆さんの努力に敬服します。何もお手伝い出来ませんが頑張ってください。

(岡田富久子)

●真の「法治国」に

憲法に保障された、平和主義や基本的人権が、国の権力機構によって次から次へと破壊され、じゅうりんされていく。これでも日本は「法治国」といえるのでしょうか。私は治安維持法下の昔から、今もなお野蛮な「無法治国」ではないかと疑うものです。皆さんのような、社会正義の闘いのみが、真の民主的法治国に変革する原動力だと思います。微力ではありますが、心からの声援をおくりします。

(大島久治郎)

●正しいことは強い

正しいことは強い。頑張ってください。

青山君の同期生です。(小川保夫)

●応援しています

頑張ってください。応援しています。

(上館良継)

●再審実現をぜひ

再審実現のため、頑張ってください。

(河合郁子)

カンパを寄せられた方々(敬称略)

- 〈二月〉 深代典子 若林しげの 森田敏彦 三渡章高 野々村敏 加藤九子 谷島光治 中村速男 実方義雄 鈴木龍治 山崎義子 池田剛木口和夫 藤井良平 栗原美智子 鳴原良平 清水英夫 斉藤美智子 宝月ちかこ 西尾瑜香 香取章子 春名徹 大島久治郎 山本夏子 小木宏

- 〈二月〉 小平克 後藤みな子 中川

光子 渋谷武夫 小野貞

〈二月〉 松宮龍起 福田詢 伊藤千

里 鹿野忠良 栗原彬 岩波書店労

組

〈三月〉 天野あぐり 関幸造 青山

房子

〈四月〉 河合郁子 小林志夫 小野

貞

\* \* \*

▼事務局から

○会報20号をお届けします。19号をお届けしてから、だいぶ間があきましたことをお詫びいたします。

○第二次再審請求へ向けて、新資料の発掘をめざした、戦中から戦後の占領期に至る時期の研究会がスタートしました。本号に詳しく紹介しましたように、全国の研究者に情報提供を依頼して、何らかの手がかりを得たいと願っています。会員の皆様においても、お気付きのことがありましたら、ぜひ事務局までご一報下さい。

○原告団の中心にいらした平館利雄さんが昨年四月二六日に亡くなられて、早や一周忌を過ぎました。平館さんのご冥福をあらためてお祈りするとともに、ご遺志を生かすために

も、第二次再審請求へ向けて、新た

な取り組みを強化したいものです。

○亡くなられた青山誠治さんが関係されていた三信図書(現社長・荒牧三恵氏)から、青山誠治著『横浜事件——元『改造』編集者の手記』

(一九八六年、三信図書発売) 一〇〇

冊の寄贈を受けました。この書籍は、

横浜事件を学ぶうえでも重要な文献

ですので、ご希望の方にお頒けいた

します(定価一六〇〇円のところ、送

料共二二〇〇円)。

○支援する会も、昨年一月以降、六期目に入っています。まだ会費更新をされていない方は、どうぞよろしく。

○運動の今後の取り組みについても、会員の方から積極的な提案や新しいアイデアをお寄せくださいますようお願いしております。

入会申込・会費納入先

〒101 千代田区猿樂町1-4-8 松村ビル402  
横浜事件・再審裁判を支援する会

☎ 03-3291-8066

〈年会費〉 個人=2000円 団体=5000円

●郵便振替 東京3-150641  
振替用紙に口座番号、金額、氏名、住所など必要事項をご記入のうえ、お振り込みください。

●銀行振込 富士銀行九段支店  
普通預金口座1478864「横浜事件再審裁判を支援する会」